に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所（新令第三百三十六条第一項に規定する住所をいう。以下同じ。）の変更をした場合における新令第三百三十六条第三項及び第三百三十七条第三項の規定の適用については、新令第三百三十六条第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百三十七条第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二十一条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置）

第二十二条　新令第三百三十九条第四項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する書類の提出をする場合について準用し、施行日前に旧令第三百三十九条第四項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する書類の提出をした場合については、なお従前の例による。

2　新令第三百三十九条第九項において準用する新令第三百三十七条第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は、施行日以後に新令第三百三十九条第四項に規定する書類の提出をする場合について適用する。

3　新令第三百三十九条第九項において準用する新令第三百三十八条第一項（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）の規定は、施行日以後に新令第三百三十九条第四項に規定する書類の提出をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百三十九条第四項に規定する書類の提出をした場合については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第二十三条　新令第三百四十二条第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十二条第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2　新令第三百四十三条第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は、施行日以後に新令第三百四十二条第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3　新令第三百四十四条第一項（株式等の譲渡の対価の支払者の確認等）の規定は、施行日以後に新令第三百四十二条第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十二条第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

4　平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十二条第二項各号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める株式等の譲渡の同条第一項に規定する対価の支払を受けるもの（番号利用法整備令第十六条第十三項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第十三項に規定する三年経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等の譲渡の新令第三百四十二条第一項に規定する対価の番号利用法整備令第十六条第十三項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における新令第三百四十二条第三項及び第三百四十三条第三項の規定の適用については、新令第三百四十二条第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百四十三条第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二十三条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第二十四条　新令第三百四十八条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十八条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2　新令第三百四十九条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は、施行日以後に新令第三百四十八条第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3　新令第三百五十条第一項（信託受益権の譲渡の対価の支払者の確認等）の規定は、施行日以後に新令第三百四十八条第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十八条第二項各号（信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるもの（番号利用法整備令第十六条第十七項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第十七項に規定する三年経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における新令第三百四十八条第三項及び第三百四十九条第三項の規定の適用については、新令第三百四十八条第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百四十九条第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二十四条第四項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（先物取引の差金等決済をする者の告知等に関する経過措置）

第二十五条　新令第三百五十条の三第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の三第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2　新令第三百五十条の四第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の三第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3　新令第三百五十条の五第一項（商品先物取引業者等の確認等）の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の三第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の三第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

4　平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百五十条の三第二項各号（先物取引の差金等決済をする者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める先物取引の同条第一項に規定する差金等決済をするもの（番号利用法整備令第十六条第二十一項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第二十一項に規定する三年経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める先物取引の同項に規定する決済日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における新令第三百五十条の三第三項及び第三百五十条の四第三項の規定の適用については、新令第三百五十条の三第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百五十条の四第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二十五条第四項（先物取引の差金等決済をする者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第二十六条　新令第三百五十条の八第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の八第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。